

## MERS 疑似症患者の定義と医師の届出（暫定）

当分の間、暫定的な対応として、次の定義に該当する者を「MERS 疑似症患者」として取扱うこととします。

**（MERS 疑似症患者の定義）**

当分の間、医師が、下記のア、イまたはウのいずれかに該当する者を診察した結果、他の感染症または他の病因によることが明らかでなく、症状や所見からMERSへの感染が疑われると診断した場合には、MERS 疑似症患者として、直ちに最寄りの健康福祉センターに届出をお願いします。

（「中東呼吸器症候群(MERS)に関する連絡票」の提出は不要です。）

**ア** 38℃以上の発熱および咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的または放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域（アラビア半島またはその周辺諸国）に渡航または居住していたもの

**イ** 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域（アラビア半島またはその周辺諸国）において、医療機関を受診もしくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるものまたはヒトコブラクダとの濃厚接触歴（例：未殺菌乳の喫食）があるもの

**ウ** 発熱または急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域か否かを問わず（※1）、MERSが疑われる患者（※2）を診察、看護もしくは介護していたもの（※3）、MERSと疑われる患者と同居（MERSが疑われる患者が入院する病室または病棟に滞在した場合を含む。）していたものまたはMERSが疑われる患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

※1 「対象地域であるか否かを問わず」とは、当分の間、「対象地域および韓国」を対象にする。

※2 「MERSが疑われる患者」とは、対象地域および韓国においてMERSと診断された者およびMERSが疑われる有症状者とする。

※3 「診察、看護もしくは介護していた者」とは、医療従事者または介護従事者等であって、医療機関等において、診察、看護もしくは介護などで日常的に患者と接触する機会がある者とする。この場合の「接触」とは、対面で会話することが可能な距離(2メートルを目安とする。)にいることをいい、単にすれ違うといった軽度の接触のみでは対象とならない。なお、医療従事者等であっても標準的な感染防護具（サージカルマスク(エアロゾル発生の可能性が考えられる場合は、N95マスク)、手袋、目の防護具、ガウン)を適切に着用していた者は、これに含まれない。